

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）抄
 （附則第七十一条関係（平成十七年十月一日施行））

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第三（第三条、第六十条関係） 一 次の表に掲げる法人			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
企業年金基金	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）	企業年金基金	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）
企業年金連合会	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）	（略）	（略）
（略）	（略）	厚生年金基金	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）
厚生年金基金	厚生年金保険法	厚生年金基金連合会	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

二 (略)

(略)

(略)

二 (略)

(略)

(略)